

地方公務員に係る自律的労使関係制度の措置

※下線は新たな制度

地方公共団体の当局



指名された者

(副知事、
副市町村長、
総務部長等)



妥結

指名された者

(組合役員等)



認証された労働組合

(現行: 登録を受けた職員団体)

【労働組合の認証制度】

以下の要件を満たす労働組合を認証し、
団体協約の締結、不当労働行為救済申立て、あっせん・調停・仲裁手続への参加、職員の在籍専従を可能とする。

- ・規約が法定要件を満たすこと
- ・同一の地方公共団体に属する職員が全ての組合員の過半数を占めること 等

【団体協約の効力】

団体協約の内容を反映した条例案の議会提出、規則等の制定改廃を義務付け。

注 職員とは、一般職の地方公務員(ただし、①団結権を制限される職員、②重要な行政上の決定を行う職員、③地方公営企業等に勤務する職員を除く。)をいう。

労働委員会の認証

団体協約の締結 (現行: 書面協定の締結)

【団体交渉の範囲】

- ①職員の給料その他の給与、勤務時間、休憩、休日及び休暇に関する事項
- ②職員の昇任、降任、転任、休職、免職及び懲戒の基準に関する事項
- ③職員の保健、安全保持及び災害補償に関する事項
- ④上記①～③のほか、職員の勤務条件に関する事項
- ⑤団体交渉の手続等の労使関係の運営に関する事項

※ 地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

(団体交渉の場等において労使間で紛争等が生じた場合)



都道府県労働委員会

【団体交渉等の公表】

団体交渉の議事の概要及び団体協約の内容の公表を義務付け。

人事委員会勧告制度の廃止

※ 民間給与実態調査は人事委員会が実施

【不当労働行為事件の審査／交渉不調の場合の調整システム】

当局が不当労働行為(職員に対する不利益取扱い、団体交渉拒否、支配介入・経費援助等)の禁止義務に違反した旨の申立てを受けたときは、調査・審問を行い、認定した事実に基づき救済命令等を発することができる。

団体協約締結可能事項に係る当局と認証された労働組合との間に発生した紛争について、あっせん、調停又は仲裁が可能。

【消防職員への団結権・交渉権の付与】 消防職員は消防職員団体を結成し、当局と交渉ができる。消防職員委員会制度は廃止。

【施行日】 公布日から3年6月を超えない範囲内において政令で定める日(消防職員に係る部分については左記の施行日から3年後)